新たに営業を始める皆さまへ

食品衛生法に基づく営業許可の新規申請手続きについて

新たに飲食店や食品製造等（食品衛生法で定められた業種）の営業を始められる方は、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要があります。

営業許可が必要となった方については、新規許可の流れは次のとおりですので、ご確認のうえ、保健所へ申請してください。

※営業を承継される方は、地位承継届の手続きが異なりますのでお申し出ください。

手続きの流れ

１　事前相談

どのような営業を行うのか、具体的に定まった段階で保健所へご相談ください。新規申請に必要なものについて、職員から説明がありますので、申請書類の作成準備を始めてください。

営業内容によって必要な書類が変わります。裏面をご確認ください。

２　申請受付

相談後、申請書、必要な書類、必要な手数料（現金）を持って、保健所へ申請してください。

この時、施設検査の日程調整を行いますのでご自身のスケジュールを確認のうえ、職員へお伝えください。

※立入できる曜日は決まっていますのでスケジュール調整にご協力ください。

３　施設検査

提出された、図面、器具一覧等の書類と施設の双方に相違がないか、定められた施設基準に合致しているかどうかの検査を行います。

検査にかかる時間は、施設の規模にもよりますが、おおよそ１５～３０分です。※施設の改善が必要な場合は、指示があります。

４　許可決定

立入の結果を踏まえ、許可の決定を審査します。事務手続きに２～３日程度かかります。

５　許可証の発行

営業許可証が発行された後、郵送（普通郵便）による交付、若しくは、保健所へ来所していただき交付します。（急ぎで必要な方は必ず、来所していただいています。）

６　営業開始

施設に新しい許可証と食品衛生責任者の氏名を掲示し、営業を開始してください。

開始後に、各種事項に変更が生じた際は、変更の届出が必要ですので、保健所までご相談ください。

必ず用意するもの
□営業許可申請書 □営業設備の大要 （設備一覧、店舗周辺地図） □平面図面（寸法が入ったもの） □資格を証明する免許証等 （調理師免許、養成講習会修了証等） □養成講習会受講誓約書（資格の無い者） □手数料（現金）

場合によって必要なもの
□１年以内の水質検査結果 （水道水以外を使用する場合に限る） □製造方法の大要 （製造業に限る） □食品衛生管理者設置届 （管理者が必要な営業に限る） □営業計画書（長期臨時営業に限る） □下処理施設の概要がわかるもの （下処理を行う長期臨時の営業に限る） □取扱い品目及びテント内平面図 （長期臨時営業に限る） □車検証（自動車による営業に限る）

ご自分でできない方は代理対応しているもの

□食品衛生申請等システム事業者 ID

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】
https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

＜申請手数料　一覧＞　R3.6.1 改定

飲食店	20,500 円	菓子製造業	17,700 円	麺類製造業	17,700 円
食肉販売業	12,300 円	魚介類販売業	12,300 円	魚介類競り売り営業	26,200 円
食肉製品製造業	26,200 円	食肉処理業	26,200 円	乳製品製造業	26,200 円
清涼飲料水製造業	26,200 円	そうざい製造業	26,200 円	冷凍食品製造業	26,200 円
密封包装食品製造業	26,200 円	複合型そうざい製造業	33,600 円	複合型冷凍食品製造業	33,600 円
漬物製造業	17,700 円	食品の小分け業	17,700 円	豆腐製造業	17,700 円
みそ又はしょうゆ製造業	20,500 円	水産製品製造業	20,500 円	ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業	17,700 円
食用油脂製造業	26,200 円	酒類製造業	20,500 円		

メモ欄

問合せ先

北海道深川保健所（北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室）

生活衛生課食品保健係　　☎０１６４－２２－１４２１（代表）

担当者

本日（　　月　　日）対応したのは、（　　）です。

裏